会議名議会改革特別委員会

開閉日時 令和元年7月16日(火) 午前9時58分~午前11時8分 会場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川義孝、 2番 神谷直子、 3番、杉浦康憲、 4番 神谷利盛、 5番 岡田公作、 6番 柴田耕一、 7番 長谷川広昌、8番 黒川美克、 9番 柳沢英希、 12番 鈴木勝彦、13番 今原ゆかり、14番 小嶋克文、

15番 内藤とし子、16番 倉田利奈

オブザーバー 議長(11番) 北川広人、 副議長(10番) 杉浦辰夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者 なし

5. 職務のため出席した者 議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1)議会のICT化の取り組みについて
- (2) 高浜市議会業務継続計画(BCP)について
- (3) 高浜市議会ホームページについて
- (4) 政務活動費について

(5) その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立しま したので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてでありますが、本件については、委員長から御指名を申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりですが、変更 点の説明ですので、(2)高浜市議会業務継続計画(BCP)について、を最初 に取り上げさせていただきます。

《議 題》

(2) 高浜市議会業務継続計画(BCP) について

委員長 昨年5月11日に開催しました、議会改革特別委員会において決定しました議会BCPについて、その後、組織変更や災害対策対応の初動マニュアル等の変更に伴い、議会のBCPを修正しましたので、主な修正点について事務局より説明をお願いします。

説(事務局 主査) それでは、高浜市議会業務継続計画(BCP)及び新旧対照表をごらんください。初めにBCPの3ページをごらんください。

上から2行目にあります、組織変更に伴い、都市防災グループから防災防犯

グループに改めております。以下、同様に都市防災グループの記載の部分は、 防災防犯グループに改めておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。「第4 想定される災害」において、表中の「災害の規模(内容)」欄の上から三つ目の白抜きの◇の下に、「その他市長が必要と認めたとき。」を、危機管理マニュアルの規定に合わせて加えております。

また、5ページをごらんください。上段の表、「災害の規模」欄の上から一つ目の白抜きの◇の中の「海上」の次に、「の一以上」を加え、「あるとき」を、「あるときで、市長が特に必要と認めたとき。」に改めております。その下、また白抜きの◇に、「その他市長が必要と認めたとき。」を加えております。

また、同欄の上から二つ目の黒塗りの◆の中に、「されるとき」を、「されるときで市長が特に必要と認めたとき。」に改め、その下に黒塗りの◆の、「その他市長が必要と認めたとき。」を加えております。

あわせて表の下部、欄外に注1として、白抜きの◇の表記は、「第2非常配備体制または第2非常配備(警戒体制)に相当する災害の規模」と、注2としまして、黒塗りの◆の表記は、「第3非常配備体制に相当する災害の規模」と追記しております。

続きまして、15 ページをごらんください。「第5 業務継続の体制及び活動の基準」において、カタカナのエ、「支援本部等における指揮・命令系統」の「〔議会事務局長不在時の代理者〕」の図中、「年長の主査」とあるところを、「局長の次に上席の職員」に、「年長の主査以外の年長の職員」を、「局長の次に上席の職員以外の職員の中で上席の職員」に改めております。

次に 20 ページをごらんください。表「[後期]」の欄中、「3 日目」を「7 日目」に。「7 日目」を「1 か月後」に、誤記のため修正しております。

続きまして、21 ページをごらんください。「③ 議員の参集方法等」の〔議員の参集基準〕の表、「携帯品」の欄中、「着替え」の次に、「、健康保険証、運転免許証、現金」を加え、表の欄外、「注2」中、「途中では」の次に、「市の災害対応初動マニュアル(抄)(別記参照)を踏まえ、」を、「支援本部」の次に、

「又は議会事務局」を加えております。

また、35ページ及び36ページの非常配備・本部要員登庁基準を本年4月1日現在のものに差し替え、37ページ及び38ページの高浜市災害初動マニュアル(抄)を追加し、「参集時の留意事項」、「参集途上における行動」、「参集できない場合の行動指針」、「参集者から得られた被災状況の情報集約、報告、共有等」を明確化しております。

39ページからの「高浜市議会大規模災害発生時対応要領」において、第2条第1項第1号中、「風水害」を「地震・津波」に改め、「における」の次に、「第2非常配備体制又は」を加え、同項第2号中、「地震災害」を「風水害等」に改め、また、第6条第1項中、「置く」を、「置くことができる」に改めております。今回の主な修正点は、以上でございます。よろしくお願いします。

委員長 それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、質疑等ございま したら、お願いいたします。

質疑なし

委員長 では、質疑もないようですので、高浜市議会業務継続計画 (BCP) について資料のとおり決定し、御異議はございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、高浜市議会業務継続計画(BCP)については、配付資料のとおりにすることに決定いたしました。

(1) 議会のICT化の取り組みについて

委員長 改選後、初めての議会ICT化の取り組みについて、ですので、初め に、議会事務局よりこれまでの経緯などについて説明した後、次に、神谷利盛 委員より、タブレット会議についてのデモを行っていただきます。その後、質 疑をまとめて行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

説(事務局長) では、これまでの経緯について、簡単に御説明させていただきます。まず、平成27年7月に議会改革特別委員会第1回を開催しまして、このとき、議会行政資料のIT電子データ化が提案されました。ペーパーレス化や議員への情報伝達のスピード化などを目的とした、議会のICT化の取り組みについて検討を始めたものでございます。当初は、議会への個人タブレットやノートPCの持ち込みの取り扱い基準について議論されておりましたが、昨今は、タブレット議会に話が移行し、その導入について議論がされてきました。これまで現地視察、メーカーによるデモンストレーション、委員によるプレゼンテーション等を実施してまいりましたが、各派の意見が分かれ、議会改革特別委員会として、議会のICT化としてのタブレットの導入については、未だ、結論に至っていない状態ということでございます。

次に、前回、第 14 回の議会改革特別委員会の中で、議会の I C T 化の検討結果について確認をさせていただきます。30 年 10 月 17 日開催の委員会では、当局側が東京インタープレイ株式会社、サイドブックスのクラウド本棚を導入する計画であるということでございました。これについては、今、パンフレットをお配りしております。このことから、当局のペーパーレス会議の運営状況の説明などを受けた上で、議会として導入を引き続き検討するということにされました。

その現状についてお話をさせていただきたいと思いますけれども、現在、当局といたしましては、サイドブックスのクラウド版、LGWANASP版と申しますけれども、これの導入の契約をいたしました。現在、システムの構築並びにペーパーレス会議のためのルールづくりをしており、市長、副市長、各部長にタブレットの配備をいたしまして、ペーパーレスによる部長会の運用をこの10月から始めるという計画をしているところでございます。

よって、現時点では、前回、当局が入りました後と言っておったんですけれ

ども、当局の運用状態について、少しまだ、御説明する段階にはなっておりません。なお、今回、当局が導入いたしましたサイドブックスは、当局の職員のみが利用できるLGWANASP版という、地方自治体のネットワークを利用しておりますので、今回、導入を検討しておるクラウド版のASP。これは、議会が入れても当局のものと同じように同期をしたり、同じように見ることができないというシステムになっております。つまり、議場で議員のタブレットで見ている情報は、議員だけの閲覧というふうになりまして、当該情報を当局や傍聴者に見せようとすれば、議場にモニターを設置するようなものが必要になってくるというものになろうかと思います。

当局としてはサイドブックスを活用して、まずは部長会からペーパーレス化の運用をしてまいりますので、当局が作成する書類、例えば、議案書ですとか各種計画書など、こういったものはだんだんPDF化されて、それをもらうことによって、議会に配付される資料のPDF化が進んでいくんだろうというふうに考えております。

ただ、これをいつ予算に上げるかという問題もございまして、この8月1日にまたサマーレビューがあるわけですけれども、そこで、もし上げていくとした場合は、非常に予算も厳しい状態ですので、上げるからには、どのように議会として費用削減の効果があるかとか、その効果について、これは、説明をしていく必要があろうかと思います。

これまでが今の現状でございますが、最後にサイドブックス、クラウド本棚の紹介の先ほど申し上げたカタログと、それから西尾市、安城市は、既に入れております。ここで私ども、少し調べたものを、簡単なものをまとめておきましたので、要するに導入したところは、どんなものまでペーパーレスでやっておるかというようなことだとか、経費の問題で少しまとめておきましたので、ごらんいただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 次に、タブレット会議についてのデモを神谷利盛委員よりお願いいた します。

説(4) 今回の改選で新しく議員になられた方もちょっとお見えになります

ので、過去、こんなことをやっていたということを説明させていただきます。 2期目以降の方は、同じことの説明になっちゃいますので、しばらくおつき合いください。時間は、15分以内ぐらいで説明させてもらいたいと思います。

今、当局側より過去の経緯について説明がありましたけれども、ちょっと、別の切り口で説明させてもらいます。ちょっと前を見ていただいて、これは資料は、前しかありません。今までの経緯のおさらいっていうことで、これ、私がやったんですけれども、2015年9月と記憶していますけれども、議会へタブレットの端末の導入を提案しました。その後、資料もありますけれども西尾議会、半田議会、それから大府議会への見学に行って、そのあとの大津市ですけれども、ここが、非常に前進的なタブレットを使って議会をやっているということの情報がありましたので、有志を募って見学に行きました。それから2年半たって、ちょうどここになりますけれども、提案してから2年半たって、やっと東京インタープレイっていう会社が実機を持ち込んで、実際に操作してもらうということのプレゼンをやりました。その後、また9カ月ほどたって、やっと今から説明させていただく、全議員のレベルを統一するために、パワーポイントによってプレゼンを実施させていただきました。

これから説明させていただくのは、そのパワーポイントの内容になります。 それで、さっき当局側からは説明がなかったんですけれども、要は、導入に至 らなかった要因っていうのがあって、これを明確にしていく必要があります。

なぜ賛同を得られなかったっていうのは、反対意見として、目的がないのに 道具で解決しようとする方法は上手くいくわけがないと。活用できるための仕 組みが整備されていないのに、導入しても効果がないという切り口で、賛同を 得られませんでした。至極当たり前の話です。

私の方からした反論は、反対意見はもっともですけれども、つまり、この整備を待っていたら、10年たっても導入なんかできませんと。これは、基本ルールを定めた上ですぐに導入して、実際に触ることで有効に活用できるようになるんですよ。だから導入しましょうよっていうことだったんですが、なかなかその辺が釣り合わなかったと。

これはちょうど、これは最後につけ加えたんですけれども、ちょうど自転車に乗るのと同じような話で、自転車に乗るためには右足を踏んで、次は左足を踏んでということをいくら理論的にやるよりも、実際に慣れないことには、ちっとも上手くならない。特に私もサラリーマン時代、こういったOA化っていう波に乗って、大分その辺の営業もやっていたんですけれども、いわゆる、そういうふうな理屈で考えるところと、まずやってみようというところがあって、どちらが進歩が早かったというと、やはりやってみたほうが早かったっていう自分自身の実経験もあって、そういった提言をしました。

ここが議会らしいところなんですけれども、結局、任期も迫っているので、 次期のメンバーに結論を委ねましょうということで、現在に至っています。

では次に、プレゼンさせていただいた、パワーポイントでまとめていますので、ちょっとそこも含めて、議会のICT化とタブレットの活用について。ちょっとこれおさらいですけれども、皆さんICTってどういう意味か、改めておわかりになりますかね、ということ。インフォメーション、それからコミュニケーション、テクノロジー。じゃあ、インフォメーションとコミュニケーションの違い、なあにっていうところなんですけれども。インフォメーションというのは情報を受ける、受けるというのがインフォメーション。それからコミュニケーションっていうのは、双方、行き来するっていうのがコミュニケーション。ちょうど、放送と通信の、特に迷うことなんですけれども、そういう前提。

だから、情報を受けるということと、それから、発信してコミュニケーションを図るということと、それの技術をタブレットでもってやりましょうと。そういうことなんですけれども。

地方自治体における I C T の取り組みなんですけれども、今、2013 年ぐらいから始まって、2017 年、170 ほど出ています。今、こちらのペーパーレスの会議室等を見ますと、2018 年の5月で110 自治体ということが出ていますので、ちょっとここから、2016 年度以降の導入スピードが、ちょっと落ちたのかもしれませんけれども、間違いなく増えています。

それから、タブレットを導入した自治体ということで、ちょっと黄色でつけておきましたけれども、愛知県の安城市、江南市、それから西尾市、蟹江町、飛島村と。それから、この新しい資料では載っていませんが、追記されています。近くでは、安城市が効果を上げているようなんです。ここに出ているのは、多分、大津の議会だと思います。それから、これが自治体の傾向ということで、実は、次が紙データと両刀使い。それから、両刀使いじゃなくて、タブレットでっていう、それは比較論ですけれども。タブレットの使い方として何をしようと制限がないっていうのは、制限をかけないというのが、あるいは議会だけではなく、外でも使える。それから、庁舎からの持ち出し、あるいは、それから公費で負担する。それから、全ての文書を共有するというようなことにしておいたほうが、汎用性があって使いやすいですよと。

逆にその一等初めは、そのペーパーレスということから始めちゃって、紙を 節約しましょうということでやったんですけれども、結局それはここにあるよ うに、必ずしも投資効果が表れないということが、過去の実績で出ていますよ ということがおわかりになります。

それから、ICT機器を活用した議会、議員活動で、どんなことができるかっていうことをやりますけれども、こっちはハードウエアの話なんで、割愛します。無料ストレージサービスで原稿を共有ということは、ちょっと専門的になりますけれども、この辺にこう浮いているのは、まさに浮いているんで、クラウドっていう仮想空間のメモリーなんですけれども、私は今、このワンドライブっていうのを使っているんですけれども。あと、アップルの関係だとアイクラウドっていう仮想空間にメモリーを全部入れてしまって、そこから情報をどんどん落とすという、そういう仕組みだということ。

それが、議会だとか自宅だとか、外出先だとかということで、いろんな情報の共有化ができますよと。もちろん、ある制限をつけてなんですけれども、基本的にはそういう考え方で運用されるシステムですよということ。

それからもう一つ、カレンダーアプリを使われると、スケジュールの共有ができる。例えば、正面の黒川さんが、この1週間をどういうスケジュールでお

るかということは、入れておいていただければわかる。だから皆さん、あいているところに、じゃあ例えば、20日の3時からみんなあいているから、集まっていただいて何か会議をしましょうということが、見ることができます。会社ではごく普通にやっていることで、うちの会社だと、社長から女の子のスケジュールまでみんな入れていますので、あいているところを狙って、これが、例えば当局側とそういうことができれば、例えば、市長のスケジュールも一目でわかるし、どこそこの部長さんがあいているスケジュールもわかるんで、ちょっと打ち合わせに行きたいというのも、こんなことで簡単にできることでございます。意外に、これ重宝になると思います。

それから、これはパソコンの基本機能ですけれども、撮影時の記録を自動保存する。昨今だと、交通事故の話なんかがよく出てきますけれども、私たちがあちこち町の中にいて、ちょっとどこそこの溝のふたが外れているだとか、道路に穴ぼこがあいているっていうようなことを記録して、当局側にフィードバックするというような、これもそれの一端ですけれども、この辺のどこそこが悪いからということで、地図に落としてということをよく当局側に、「おいおい、ちょっと来い。」と、「地図を持って来い。」と。「ここのあれがよくないんで、ちょっと直しておいてくれや。」という話がよくある話だと思いますけれども、やっぱりそういうのは本当はよくなくて、きちんと地図上に指摘して、現象を写真で撮って、「こういうふうになっているから、早くやってください。」と言うべきだろうと思います。

この辺は、だんだんだんだん拡張議論になりますけれども、防災活用に向け た取り組みになんてありますけれども、何かこんな防災、災害が起こりそうな ところを撮影したりしていますよという、これは応用編だと思います。

これを実は、個人的には大きく考えているんですけれども、せっかく、ここにモニターがついていて活用できるのに、議会のときに結局、何も使われていない。本当は、一般質問するときに、こういうところをフルに活用してやると、聞いているほうもすごくわかりやすい。やっぱりこれは宝の持ち腐れだし、こういったタブレットを使って、やっぱりこれに写しながら説明すると。それこ

そわかりやすい議会ということじゃなかろうかと。

あと、これはちょっと飛び過ぎていると思いますけれども、視察なんかのときに、今回でもこれから2泊3日で8人行くわけですけれども、相手方にお願いだけしておいて、相手方の人に視察場所を撮影してもらって、こちら、回ってみる、で、「わざわざ行かないよ。」ということで、方法論としては、全然問題なく可能なことでございます。相手が受けてくれるかどうかは別な話ですけれども、方法論としては、こんなこともできます。いわゆるテレビ電話の仕組みですね、そういったツールがあれば。

あとはここに、行政資料を電子ブックを介して住民に公開すると。やるかどうかという問題はありますけれども、こういう仕組みづくりは簡単にできます。 それから、あとこれも非常に疑問に思うんですけれども、先回の6月議会でも、「議案第何々について、賛成の方は御起立を求めます。」ということで、多分20数回、立ったり座ったりやっているんですけれども、こういうものがあれば、賛成、反対というボタンをプッと押せばすぐできるのに、僕は、これだけでも議会改革の中で本当は提案したいぐらいなんですけれども、こういうようなこともあればいいと。実は、いろいろなその応用が使えるという。

次に、第3章として、「ICT」導入が果たす役割。インフォメーション、コミュニケーション、テクノロジーを導入することによって果たす役割として、ITリテラシーを向上できる。リテラシーって、よく聞く言葉だと思いますけれども、わかっているようで実際、これもわかっていない。これは、リテラシー、もちろん調べたらすぐにわかるんですけれども、ものを分析・評価、評価・分析できる能力っていうような、そんなような意味なんですけれども。それからこのITということは、インフォメーション、テクノロジーですけれども、それを評価して分析できる、そういった能力を、あれば向上できるでしょうねということでございます。これは、まさにそのとおり、先ほどの自転車の話じゃないですけれども。組織全体で、常に最新情報を共有できると。

これが去年まで、その反対のところの議論があったポイントはここでございます。つまり、そういう共有できる仕組みができていないのに、仕組みがあっ

て初めて入れるべきだという、そういう意見。私は、仕組みづくりをつくるためにも、始めありきじゃないと仕組みはできませんというところで、これで平行線でいったということでございます。あとこの辺は、議員の審査能力をサポートできるというところは、これは、どれだけ各議員の皆さんが使える、あるいは、努力して使うようになるかということの話だろうと思いますけれども。

それからこの辺も、時と場所を選ばずっていうのは、これは、いわゆるペーパーレスにつながってくることだろうと思います。6月議会は資料が少なかったんですけれども、多いときになると、30 センチぐらいの資料を場合によっては持ち歩くような世界になりますので、そんなことは、持ち歩くことを、時と場所を選ばず持ち運べるのっていうような話になってくると思います。これが、きっとペーパーレスのことになります。

それからあと、コストについては、これは、これも人それぞれによって計算のやり方が違ってきますけれども、明らかにコストは下がってくると思います。これは、大きいものは人件費です。人件費に換算すると、私たちが今こうやっているときに、1時間いくらということで換算すると、多分3,000円ぐらいの計算になると思うんですけれども、間違いなくそれは下がります。先ほどの、「賛成の方、立ってください。」、「反対の方、立ってください。」ということを読み上げてやるだけでも10秒違いますよ。掛け算していくと、きっとコストはどんどん下がっていきます。

これは今、導入提案のシステム、サイドブックスという、ここに東京インタープレイという会社のシステムですけれども、これ、システムにしてもあまりわかりにくいであれなんですけれども、このサイドブックっていうのは、東京インタープレイという会社がつくっているんですけれども、これのとっかかりが実は、有川さんだったかなという方なんですけれども、神奈川県の逗子市の市の職員だったんですけれども、その方が当時の市長からの命令で、とにかくこういったタブレットを使った議会をやろうじゃないかということで、その方が、この東京インタープレイという会社と一緒につくり上げたシステムなんだそうです。

だから、市の職員が実際につくっているんで、極めて議会の関係に近い。これが、どんどんどんどん導入件数がふえてくると、「あれやりたい。」、「これやりたい。」、「これが問題だ。」、「これがおかしい。」ということで、それが、改善がどんどんどんとん入ってくる。それをまたインタープレイのほうがシステム化していくということで、非常に練れたいいシステムだろうと思います。あと、こちらのほうの業界では、日立システムズっていう会社が高浜市も入っているんですけれども、これ、似たようなことをやっていますけれども、いわゆる使う側から練り上げていったシステムと、それから、いわゆる技術屋さんが「あれをやってくれ。」、「これをやってくれ。」ということに対して忠実につくり上げたシステムとは、必然的に使い勝手というのにおいて違いが出てきます。

特にこれやなんか、こういったフォルダの階層ということで、ちょっとピンとこないかもしれませんけれども、これはずっと、どんどんどんどん検索したり案件がふえてくると、これがどんどんふえてくるんですけれども、情報の迷子になっちゃうケースがあるんですけれども、これが、こういう階層が無制限になると、非常に整理がしやすいということの、これはハード的な、ハードというか、ここのシステムの中の特徴であります。検索機能がほかのシステムに比べて優れていますよとか、画面を分割して見られますよとか、この辺は、どこもやっているようなことです。

メモ機能でいろいろ、こう記入ができますよとか、この辺の、例えば当局側が見せたい画面があれば、ワンクリックで皆さんの手元にあるタブレットのほうに画面が変わる。切りかえるときには、議員が切りかえるというようなこともできるようになっています。

あと、ここ、業界最高のセキュリティについては、これは業者の自己PRになりますけれども、最高のセキュリティベース、セキュリティの保証をしていますよと。結局、つくった側としては、必ず最後はここが問題になるということがよくわかっているもんだから、これは非常にきちんと。これは、逆に信用せざるを得ないんですけれども、きちんとやっていますと。僕もこの個々については、言葉は発していても、中身についてはあまりよくわかりませんけれど

も、非常に高度なセキュリティをとっているということでございます。

最後に費用がどれぐらいかかるかということで、このサイドブックすの、この一番後ろ側にも書いていますけれども、実際、大体、初期費用で、消費税は別になりますけれども8万円。使用者、つまり、私たちが講習してもらうのに8万円。それから管理者、多分これは当局側になるんだと思うけれども8万円。それからあと、毎月の費用として月額の基本料金で2万円、それから、これのサービス2万円で4万円。それから、毎月8万5,000円の12倍で、年間102万円。

それからあと、i Pad (アイパッド)でありますけれども、2年間の分割でやるんで、月当たり9,000円と。3年使えば、それの3分の2になりますので、6,000円ぐらいかなというふうに。これは、あくまでも交渉の話です。ザクっとしたイメージとしては、こんなことになります。

あと、安城の議会の資料なんか見ますと、もっとほかにいろいろ細かいのがいっぱい出ていますので、発生するかもしれませんけれども、大ざっぱ的にはこれぐらいの費用が発生するということで、以上が、今までの議会のICT化とタブレットの活用についてということで、まとめたことの表を今の現役の議員さんのレベル感としては、同じレベルにここまでがなっているはずでございます。以上です。

委員長 先ほどの説明及びただいまのデモについてですけれども、何か質問等 あれば、お願いいたします。よろしいですか。

意(15) よくわかったような、まだまだわからないところもあります。神谷さんは、ICT化っていうか、そういうのにいつも触れてみえるんで、余計によくわかってみえると。つくられたぐらいだからね、わかると思うんですけれども、その言葉も、なんていうか、まだまだ私たちだと、皆さんはわかりませんけれども、しょっちゅう聞いている言葉ではないんで、本当に、まだわかったというところまでいかないんですが、そういう点がちょっと気になるのと。

それから、会社でやってみえたのと、ここは行政ですので、儲かるとか儲か らんとか、いってみれば、そういう基準と違うと思うんですね。やっぱり議員 としては、市民の声をいかに議会に届けるかっていうような問題がまたあるわけで、ちょっとそのあたりをなんていうか、もうちょっとしっかり考えてみたいし、もうちょっと勉強しないと、という気がいたします。

意(4) よろしいですか。内藤議員、3・4年前に同じような話が出たんですけれども、私、そのときに申し上げました。「勉強してください。」特にドミーの2階に、やればできるパソコン教室ってありますので、お金を使って勉強してください。自分で努力なしにそれを言われたって、多分、いつまでたっても無理ですよ。それは、ぜひともお願いします。

それからあと、コストの話ですけれども、先ほど一つの例で申し上げましたけれども、そういう、例えば、今の状態だと、同じ時間の中で10個の案件しかできないけれども、これを使うことによって12だとか15だとか、それだけできる可能性がありますよ。そのやり方については、もっと皆さんで工夫してできる余地がいっぱいありますよ。でも、ツールがなければ10個しかできないので、10しかできませんよということを申し上げたいと思います。

だから、あればもっといろいろなことができるようになりますよと。それは、 敢えて、例えばパワーレート幾らということで申せば、当然1基当たりにかか るコストはかかってきますよねというふうな形で置きかえて申し上げただけで ございますので、ぜひともこれは対立じゃなくて、やっぱりこれは、ものすご くいいツールなもんですから、ぜひとも勉強してください。大変ですけれども、 これはもうやるべきだと。やって絶対、効果があがるべきだと思いますので、 ぜひとも勉強していただくことをお勧めします。

委員長ほかに。

意(15) 私、勉強しないとか、したくないとか言ってるわけではなくて、今の説明を聞いて、「はいわかりました。」というところまでいかないということを率直に申し上げたわけで、なんていうか、パソコンについても少しずつですけれども、努力はしているつもりなんです。だから、皆さんがどういうふうに感じているか、思われたか、それは別にして、率直な意見を言ったまでです。委員長 御意見として承ります。それでは、ほかに。

意見なし

委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

今回、見ていただきましたが、実際、やはり見るのと触るのとでは違うと思いますので、また皆さんからの御要望があれば、またデモ機のほうを呼んで、触ってもらうという機会もまたつくれればなと思います。

では、先ほど局長より説明がありましたが、当局のペーパーレス会議というものが、10月ごろより稼働される予定です。議会のタブレット端末の一斉導入をするために、運用規定の整備をする必要があります。既に導入されている安城市や西尾市の事例を参考に、今後、引き続き、議会改革特別委員会で議論を進めていきたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に資料があるかと思いますが、「運用状況について」と資料がありますので、こういったことをいろいろと決めていかないと、進むことも進めないので、こういったことも御検討いただければと思います。

(3) 高浜市議会ホームページについて

委員長 現在、高浜市議会のホームページの議員紹介のページには、各議員の住所は掲載されていますが、電話番号やメールアドレス等は掲載されておりません。近隣市の状況をまとめた資料をごらんいただくと、ほとんどの市で電話番号は掲載されており、一部の市では、メールアドレスやファクス番号も掲載されております。

つきましては、お手元に配付されておりますアンケートを実施し、これに基づき、各議員が掲載可とした項目を載せてはどうかと考えておりますが、このことについて、各会派の御意見をお願いいたします。まず初めに市政クラブさん、鈴木勝彦委員。

意(12) 突然の御提案ですけれども、一度クラブのほうで検討したいと思い

ますけれども、私個人としては、このアンケートに従って掲載していただいて も結構だと思っています。

委員長 次に公明党さん、小嶋克文委員。

- 意(14) ちょっとこれは、また一遍持ち帰って、検討させていただきます。 委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。
- 意(8) 私も小嶋委員と一緒で、持ち帰りでお願いします。一応、これで僕は問題ないと思うんですけれども、それだもんでアンケートをやって、それで。 委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。
- 意(15) 私は賛成です。もっと早く、電話番号なんかをつけるべきだったと 思います。

委員長 次に青政会さん、柴田耕一委員。

意(6) このアンケートでよろしいです。その結果で、また言わさせていた だきたいと思います。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作委員。

- 意(5) 自分も問題ないと思います。ただ、SNSとかをやっている人、やっていない人があるんで、そこら辺だけどうなのかなというところぐらいです。 委員長 次に高浜市民の会さん、倉田利奈委員。
- 意(16) アドレスとかファクス、電話番号について載せることっていうか、 逆に載せたほうがいいと思っております。私も、先ほど岡田委員の言ったよう に、SNSについては、ちょっと検討したいと思っております。

委員長 それでは、会派の代表者以外の方で御意見があればどうぞ。

意(14) 確認なんですけれども、電話番号というのはこれ、要するに家の電話をさしているのか、それからまたは携帯をさしているのか、両方ともなんですか、どっちなんですか、これは。この電話のあれでいうのは。

答(事務局長) 他市を見ますと、自宅のところもあれば携帯もありますので、 今回のアンケートでは両方、個々にアンケートを出していただければと思いま す。自宅であるのか、もしくは「携帯は嫌だよ。」だとか、「自宅は嫌だよ。」だ とかいうのも、あっていいかと思っています。 先ほどのSNS話ですけれども、やっぱりやっている他市を見ますと、上げている議員さんもあれば、上げていない議員さんもあるんで、今回の、例えばアンケートの中で、そういったものまで上げたいという希望をされるか、そういったものは上げたくないという希望をされるか、それは、個人によって変わってきてもいいのかなというふうに、事務局では思っています。よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、アンケートを実施し、それに基づきホームページに掲載するということで御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。アンケートについては、改めて事務局から配付させていただきますので、回答を事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

(4) 政務活動費について

委員長 政務活動費については、去る5月27日の各派会議で、政務活動費の運用基準について、議会改革特別委員会で広報紙に利用する場合のルールづくり、 もしくは政務活動費の運用基準全体も含めて、しっかりと議論して決定することになっております。

お手元に5月27日の各派会議での資料を配付させていただいておりますが、 5月27日の各派会議では、資料の2枚目にあります広報費において、広報紙等 への支出については、上記の活動または市の施策以外の内容が記載されていた 場合は、経費のうち合理的に説明できる割合または2分の1を上限とする適切に按分した額とする。または、広報紙等に関わる経費の支出については見合わせるとで、意見が分かれておりました。その後、それぞれの会派で話し合いなどをされていると思いますが、広報紙への支出についての取り扱いについて、各会派の御意見をお願いいたします。初めに市政クラブさん、鈴木委員。

意(12) 私どもの会派としましては、年に1回、広報紙を出しておりますけれども、この件についても、私どもから発議した経緯もありますので、自粛をして、この経費に充てないということで決定をしておりますので、私どもの会派としては広報費を使わないということで前回もお願いしたと思いますが、それでいいと思います。

あと、この按分ですね、2分の1というところが非常にひっかかりますので、ここをしっかり、どこで調べるのか。それに合っていることなのか。しっかりとした規約に基づいて発行されているのかっていう、検証をする場所も必要じゃないかなと思っておりますので、ここが、多分議論になると思いますので、ここをしっかり、今から議論をしていかなきゃいけないかなと思っておりますけれども、市政クラブとしては、使わないという方向に今、決めております。委員長次に公明党さん、小嶋克文委員。

意(14) 一応、広報紙は、発行できるような体制をとっていただきたいと。 今、話がありましたように、広報費の、広報紙の留意事項の、要するに市の施 策以外の内容が記載されていた場合とありますけれども、これは、はっきりい ってなかなかこれ難しい面がありますので、この部分は、僕は削除して、要す るに上2行で何とかできないかと。要するに、もし、それ以外に記載された場 合については、要するにこれは政務活動費を支給しないと、出さないと。だけ れども、やっぱり一応は、広報紙としては認めるという。

それからもう一点、成果物を一部添付するとありますけれども、これ、できれば全議員。要するに自分が発行した場合には、全議員に対してポストに入れるということも。そうやれば、一応それぞれの各議員さんがそこの場で、いろんな場でも判断もできますので。また、お互いに自浄作用もできますので、で

きれば議長か事務局かわかりませんけれどもじゃなくて、全議員に、発行した 場合はポストに入れるということも必要ではないかと思っております。

委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。

意(8) 私も、今、公明党さんと一緒で、ぜひ広報紙は利用させていただきたい。それで、前からも話が出ていたんですけれども、どういう様式でそういったことをきちっと示したほうがいいじゃないかというような話があったわけですけれども、ぜひ、どういうスタイルがいいということをきちっと決めていただいて、それまでは広報費の自粛をするという、そういう話だったと思いますので、ぜひ、その辺のところの議論を進めていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。

意(15) 広報紙としては、やっぱり認めていただきたいと、認めるべきだと思います。この2分の1という適切に按分した額。適切っていうのが、誰が、どのようにっていう問題が出てきますので、これは、なくしたほうがいいんではないかという気がいたします。そんなところです。

委員長 次に青政会さん、柴田耕一委員。

意(6) 私は、使わない、のほうで結構です。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作委員。

意(5) その上のところの「上記の活動または」っていうところ。非常に判断基準がないので、これは、ちゃんと話ししたほうがいいと思います。下の支出については、必要ないというふうに考えます。

委員長 次に高浜市民の会さん、倉田利奈委員。

意(16) 広報紙を充てるということについては賛成なのですが、この条件というか留意事項の部分については、やはりちょっと、この今の、特に上の「上記の活動または」の部分については、あまりにもちょっと曖昧な表現かなと思いますので、多分、このあたりが、出した場合にいいかどうかの判断でもめるんではないかと思うんですね。なので、そのあたりをもう少し明確にすべきかなと思っています。

委員長 では、会派の代表者以外の方で御意見があれば、お願いいたします。 意(9) 会派からも、鈴木幹事長からもお話がありましたけれども、今回、 この広報紙に広報費を充てるという部分ですけれども、政務活動費だとか議員 の態度に対しての、今、市民、有権者の方々の目というのも非常に厳しくなっ てきている時代だと思います。

この広報紙の部分で留意事項、2分の1の部分がっていう話がありました。確かに2分の1の部分っていう部分で、中身をどうやって精査するのか。出した人、それから見た人、見解の相違があるという部分があると思いますので、僕としても、やっぱり、出さないならもう出さない。出すんであれば、それを出したいと言われる方々、委員の方々に、ぜひどういうふうにして全員が一致できるような形になるのかと。そういった提案も、ぜひ、していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見が、やはりまとまりませんので、今、もう一度引き続き、皆さん に検討していただくとともに、今、柳沢委員より提案もありましたが、では、こういった基準にしたら皆さんが納得できるんじゃないかという、そういった 提案もしていただければ、前に議論も進むのではないかと思いますので、それを含めて引き続き議論をして、検討をしていっていただきたいと思います。

(5) その他

委員長 初めに、先日、各会派の代表者へ、議会改革特別委員会で取り上げる 案件についてのアンケートを実施したところ、資料のとおりになりました。ア ンケートに御回答いただきました会派におかれましては、内容の補足説明をお 願いいたします。初めに市政クラブさん、鈴木勝彦委員。 意(12) 私どものほうから、議員定数の見直しについてを、議題としてお願いしたいと思っております。今般の一般選挙において、18人という中で 16人が選出されたということで、これから、いよいよなり手がいない市になりつつあるのかなという現状を少し実感をいたしましたので、減らすということではなくて、見直すということですので、減らすのか、あるいはふやすのか。それによっては報酬の問題、あるいは委員会の構成の問題。諸々の問題が出てくるもんですから、これを全て含めて議論をお願いしたいと、そんなふうに考えを持っております。以上です。

委員長 では、このことについて、各会派の御意見をお願いいたします。初め に公明党さん、小嶋克文委員。

意(14) これも、ちょっとすぐ結論は出ませんので、これも一遍持ち帰って、 しっかりとまた検討させていただきます。

委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。

意(8) 持ち帰りでお願いします。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。

意(15) 私も、持ち帰りでお願いします。

委員長 次に青政会さん、柴田耕一委員。

意(6) 私は、12 から 10 の間で定数はいいということで、お願いしたいというふうに思っております。それと、あと、その削減についての報酬を残りの議員に割り増しじゃないですけれども、あてがっていただいて、若い人が、とにかく参加できるような議会にしていただきたいというふうに考えております。意(7) 今の発言なんですけれども、今、このアンケートで回答があった市政クラブさんから議員定数の見直しとか、市民の会さんからこうやって出ているんですけれども、これを議題にするかどうかの話だと思うんですけれども。意見を交わす、今、場じゃないと思うんですが、どうなんでしょうか。

委員長 もちろん、これは、この議題にするかということだと思っています。 それについての、まず今、柴田委員の意見だと思いますので、その部分に関し ては、聞き取りしたいと思います。続いて高志クラブさん、岡田公作委員。 意(5) 見直しは必要だと思います。あと、近隣市町村の議員1人当たりの 人口の受け持ちだとか、そういったのもちょっと調査しながら、比較対照もちょっと確認したいです。

委員長次に高浜市民の会、倉田利奈委員。

意(16) 検討させていただきたいと思います。

委員長 それでは、会派代表者以外の方で御意見があれば。

意見なし

委員長 では、意見もないようですので、こちらに関しても本日は、市政クラブさんのほうからこういった提案がありましたので、先ほど皆さんの御意見も含めて、もう一度皆さんお持ち帰りになっていただき、引き続き、検討をするかどうか、また考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、もうお一方、高浜市民の会さん、倉田利奈委員、よろしくお願い します。

意(16) 3点ほど、ちょっと考えていただきたいなと思って提案いたしました。

まず1点目での、議場での資料配付の基準についてということで、今回、黒川議員、それから内藤とし子議員が、資料のほうを見せたり配付したりということでされていたんですけれども、ちょっと私のほうも、できれば資料のほうを配付をしたいなということだったんですが、ちょっとそれで議長のほうから許可を得られなかったということで。今回、利盛議員のほうから、このICT化ですか、そちらも導入されるということで、それに絡めていただいてもいいんですけれども、やはり、深く、皆様にわかりやすい議論をするという意味では、できるだけ人を中傷したりとか、議会にふさわしくないような資料以外は許可して、議論を深められるような議会にしたいなと思うことが、まず1点目です。

それから2点目なんですけれども、関連質問について、高浜市の議会運営に

関する申合せ事項っていうのが、平成27年6月5日、一部改正されているものなんですが、これの関連質問については5分以内っていう質問時間があると思うので、このあたりをきちんと運用していただけたらなっていうところなんですが。

3つ目の本会議の傍聴についてなんですが、議会関係規則ということで、高 浜市議会傍聴規則の規則に載っているものを見せていただくと、例えば今回、 一般質問の1日目のときに一般傍聴者の方が椅子が途中で足りなくなるという ような事態があって、ちょっとがたがたしてしまったかなっていう状況があっ たと思うんですね。規則を読ませていただくと、傍聴人の定数は39人になって いて、現在39席ないんですね。規則を変えるのかそれとも傍聴席を何らか工夫 するかしなければ規則どおり、現在、議会が運営されていないという点が一つ と。

あともう1個。第2条のところに、傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるとなっているんですが、報道者席が手前になっていて一般傍聴者が途中で出入りする際に、ちょっとまたその部分もがたがたしてしまうというか、きちんと分けられていないなっていうところが傍聴席の2点目で。

あともう1点が、今回、特別委員会、今、開かれていると思うんですけれど も、これに関しても傍聴できるとなっておりますので、やはり、きちんとそう いう整備が必要なのかなと思っております。以上です。

委員長 では、こちらについても、御意見を伺いたいと思います。まず初めに、 市政クラブさん、鈴木勝彦委員。

意(12) 御指摘の不備があるようであれば、これは、議会として不備を是正せざるを得ないところがあるかなと思いますけれども。議場での資料配付というのは、基準がやはり、その議会に対して必要な書類であれば、それは議長も認めると思いますけれども、やっぱり議長が認めないということは、その議題に対して不要とは言わないけれども、必要ではないと認めたものだと僕は思っていますので、その議題に必要な書類は、適切に出していただければ結構だと思っております。

委員長 次に公明党さん、小嶋克文委員。

- 意(14) ちょっと2番目の関連質問について、ちょっともう1回、説明をお願いできますか。
- 意(16) 議会運営に関する申合せ事項ということで関連質問の関係が載っているんですが、質問時間は5分以内とし、簡潔に行うというところが載っているんですが。私としては、5分以内であれば、例えば途中で神谷直子議員が、何かちょっとわからないということでやりとりがあったかと思うんですけれども。そういうやりとりは、やはりないとお互いに理解ができないまま進んでいっちゃう部分があるのかなと思うんですけれども、ほかの議員がちょっと5分以内なので、まだ質問しようとしていたときにちょっと止められて、違う方が質問されたというような私の記憶がございますので、5分以内にその方がしっかり聞きたいのであれば、5分以内の時間をしっかり使えるようにしたほうがいいのかなっていうことで、発言させていただきました。
- 問(14) これ今、厳格に5分以内は、これ守られてはいないんですか、これ。 答(事務局長) ほぼ5分以内で、「あと何分です。」というようなことは言われていると思います。
- 意(14) そうですよね。僕は、特にそう問題ないと思うんです、この2問目に関しては。
- 意(16) 今回、ここに何分って出るじゃないですか。それでちゃんとカウントされていたんですけれども、まだその議員が発言をしようとしていたにも関わらず次の議員にいってしまったので、そこは、ちょっと確認していただけたらなっていうところです。
- 意(14) 議長さんのほうがきちっと一遍、それは確認してもらえばいいことです、これは。
- 議長 事例が、「このときはこうだった。」、「ああだった。」っていう話ではなくって、基本的に関連質問というのは、ちょっともう一度この部分を確認したいとかという意味でやるのが、関連質問です。だから時間を「5分以内あるから5分やらせろ。」とか、「何回かやりとりをやらせろ。」とかという話ではないん

です。そういう意味での申合せで5分以内ということになっておりますので、 そこのところを勘違いなさらないようにしていただきたいと思います。しっか りと質問がしたいんであれば、御自分の時間を使ってやっていただくこと、こ れが一番正しいやり方です。以上です。

委員長 では次に新政会さん、黒川美克委員。

意(8) 今のあれで、配付資料のやつは、僕は今の話で、議長が決裁をとっていますので、議事整理権は議長にありますのであれですけれども、できるだけ本人の意向は通していただきたいと思いますし、それから、本会議の傍聴席についても、今言われたみたいに、きちっと規定どおりにしていただきたい、そういうようなことは思っています。

委員長 それでは次に共産党さん、内藤とし子委員。

意(15) この問題を議題とするっていうことですね。

委員長 にするかどうかは、また今後です、それは。きょうは、今の体制で意 見があれば。

意(15) どの問題もやっぱり、きちんと確認しておかなきゃいけない問題だと思うんですが。特に今の関連質問については、今考えると議長さんから、何ていうかな、私たち、要するにこの向こうの位置、ちょっと見えない部分があるかなっていう気もするんですが、5分、時間があるときには、やっぱりその点では、提案するほうも、意見を言うほうも、きちんと手を挙げて、これからは言うっていうことと、議長さんもよく見て、次の方に移ってしまうんではなくて、よく見て、その方の意見を聞いていただくと。そういう点は、やっぱり気をつけていただきたいと思います。

それから、本会議の傍聴席については、やっぱりこれ、最初はたしかあった と思うんですけれども、数は。今ないっていう、ちょっと数をまだ調べてない んであれなんですが、これは、やっぱりきちんと訂正するべきだと思います。 委員長 次に青政会さん、柴田耕一委員。

意(6) 一番目、議場での資料配付の基準については多分、タブレットというのか、ICT化されれば、ある程度、そのタブレットの中で基準やなんかを

決めていかなければいけないというふうに考えておりますので、これは、その 導入に向けての中での話でいいと思います。

それと、2番目の関連質問については、別に今までどおりでいいと私は考えております。何も5分持ち前があるから、その部分、きっちりと本人に5分間与えよと、そういうことはないと、そんなあれは全く。

意(15) そういうことを言っているんじゃない。そういう時間があるのに説明しようとしたら。

委員長 柴田委員、続けてください。

意(6) そういうふうで言われるだったらあれですけれども、別に、今の現状のままでいいというふうに思っています。それとあと、本会議の傍聴席については、今、39ですか。それ以外にないということだったら、その設置できる数だとか、それかある程度、そのまま39なら、それをきちんと設置するというふうに改めれば、私はいいと思います。以上です。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作委員。

意(5) 資料の配付基準については、ICT化のほうに続けてやっていけばいいと。ただ、やっぱり個人的には、刈谷市さんなんかはプロジェクターとかを使っていて、グラフとかそういうのをやっているので、非常にわかりやすいなっていうのはあるんで。セットでちょっと考えていったほうがいいのかなというふうな思いはあります。関連質問については、特に問題ないかなと。傍聴については、やっぱり整合性がとれていないもんですから、そこはしっかり、今後とっていく必要があるんじゃないかなと思います。

委員長 では、会派の代表者以外の方で御意見があれば。

意(9) 最後の本会議の傍聴席についてなんですけれども、ほかの議員さんも多分耳にしたかなと思うんですけれども、今の椅子の質の話が、結構、傍聴者からあったと思うんですよね。座っていて、やっぱり疲れる云々だとかっていう。今回、その席数の話が出るんであれば、どういった例えば椅子に変えて、それが何席入るのかだとか、例えば、では、しまうときにどうするのかだとか、そういったところからちょっと含めて、一回考えてみてもいいのかなあという

気もします。

あと、傍聴席っていうことなんであれなんですけれども、たまに、ちょっと 拍手喝采をする傍聴者がいたりっていうのもあるので、そういったところの基 準もしっかりと、議長さんからもいろいろと御指摘いただいたりしたこともあ りましたけれども、そういったことも、ちゃんとしていただけるような形をと っていくべきかなと思いますので、そこら辺もあわせてやっていただけるとい いのかなというふうに思います。

委員長ほかに。

意見なし

委員長それでは、御意見もないようですので、閉じさせていただきます。

今回、提出された案件について、いろいろと御意見をいただきましたが、今回の意見を、今まで出された意見を取りまとめて、今後、議会改革特別委員会に時期を含めて、議題とするかどうか、そういったことを各会派の皆さんで検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、広報・広聴委員長より発言を求められております。広報・広聴委員 長、杉浦辰夫議員。

意(10) 先週の12日に、広報・広聴委員会を開きました。それの中で、改選前からの申し送りで、議会報告会なり議会広聴会についてということで、会派の代表ではないんですけれども、会派の一応皆さん、委員の方は個々でおみえになるもんですから、そちらのほうである程度、今後の議会報告会なり広聴会の進め方についてということで意見を出していただきましたけれども。

その中で一部、対象者をある程度絞ってやって、若い人、それから組織の部分とか、それからあと何をするかとか、そういうものも、前からも当然申し送りの中であったわけですけれども、それをいろんな意見が、まだまとまってないということもあって、来月の8月16日に広報・広聴委員会があるもんですから、それまでに会派で、ある方は、ある程度中で統一した意見を出していただ

き、1人会派の人も参考にということで、その中で出された委員の方の意見を 基に参考にしていただいて、次の広報・広聴委員会の場へ持ってきていただき たいということになっていますので、一応、今は経過ということで、今後の、 この議会改革特別委員会の場へ、広報・広聴委員会での意見を統一した意見と して、次回の開かれるのがいつか、ちょっとわかりませんけれども、委員会で まとめた意見を報告させていただきたいと思います。

委員長 ほかに何かあれば。

意見なし

委員長なければ、以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時8分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長